

岡山武道館 主道場新料金（2023年2月1日改定）について

「岡山県武道館条例」の一部改正（2023年2月1日施行）に伴い、次のとおり改正する。

適用日：令和5年2月1日

一 主道場及び冷暖房設備

上段：（土・日・祝日）利用金額

（１－１）入場料を徴収しない場合

下段：平日利用料金（土・日・祝日以外）

区 分			昼 間		夜 間	全 日	22時以後の延長料 1時間につき
			8時～12時	12時～17時	17時～22時	8時～22時	
(A) 入場料を 徴収 しない 場合	① アマチュアスポーツ又は学生 生徒若しくは児童に より行われる催物	新	(12, 300)	(16, 500)	(29, 000)	(45, 400)	(8, 200)
			10, 300	13, 800	24, 200	37, 900	6, 900
	② 営利又は宣伝を 目的としない催物	新	(76, 000)	(118, 200)	(152, 800)	(288, 400)	(41, 400)
			63, 400	98, 500	127, 400	240, 400	34, 500
	③ その他の催物	新	(208, 400)	(274, 600)	(417, 300)	(688, 900)	(104, 000)
			173, 700	228, 900	347, 800	574, 100	86, 700

（１－２）入場料を徴収する場合

区 分			昼 間		夜 間	全 日	22時以後の延長料 1時間につき
			8時～12時	12時～17時	17時～22時	8時～22時	
(B) 入場料を 徴収する 場合	① アマチュアスポーツ又は学生 生徒若しくは児童に より行われる催物	新	(20, 700)	(32, 500)	(54, 600)	(88, 200)	(19, 000)
			17, 300	27, 100	45, 500	73, 500	15, 900
	② その他の催物	新	(229, 330)	(320, 200)	(438, 200)	(828, 000)	(104, 000)
			191, 100	275, 200	365, 200	690, 000	86, 700

（ ）は、土、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の料金

○備考 （１）土、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、２割増しとする。

（２）22時以降の延長時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

（３）特別の設備に要する費用は利用者の負担とする。

（４）会場の準備及び取りかたづけのため利用した場合は、A-①により利用料を徴収する。

（５）入場料を徴収する場合は、最高入場料（当日）に100倍を乗じて得た額を加算する。

※例：入場料（当日入場料）¥5, 000×100倍＝¥500, 000を徴収できる。

二 冷暖房設備

区 分		単位	料金	備考
冷房設備	新	1 時間	17, 100	
暖房設備	新	1 時間	22, 800	

○備考

冷暖房機の作業開始時点より作動停止までとし、1時間に満たないときは1時間とみなす。

三 器具及び設備

○ その他の器具及び設備

区 分		単 位	新料金	備考
照明設備	アマチュア	1 Kwにつき	70	
	その他	1 Kwにつき	120	
照明用バトン		1日	3,140	
会議室	アマチュア	1時間	(735) エアコン使用	
			490	
	その他	1時間	(990) エアコン使用	
			660	
放送設備（マイク1本付）		1日	2,200	ワイヤレスマイク使用
マイクロホン（有線）		1本1日	350	
ワイヤレスマイク		1本1日	810	4本+ピンマイク1本
MD・CDプレーヤー		1台1日	850	MD：国歌有り
演台		1台1日	850	主道場：1台（大） 練習道場：1台（小）
長机		1台1日	80	倉庫内：50台
椅子		1脚1日	60	倉庫内：800脚
バックスクリーン		1日	2,200	現状：中幕使用
暗幕		1日	6,200	1部使用でも請求
バレーボール機具		1組1時間	350	1面（設立時購入備品）
バトミントン機具		1組1時間	80	4組（設立時購入備品）
コインシャワー		1回5分間	100	新規

○備考

- (1) バレーボール・バトミントンの公式試合には対応しておりません。
- (2) フロアー内は土足厳禁です。（灰色シート使用时土足可能）
※施設内シートをご利用下さい、利用者様準備・撤去作業をお願いします。
- (3) 施設内全面禁煙。（例：玄関前喫煙場所設置可能？）

二 練習道場及び冷暖房設備（専用利用）

令和3年9月1日から適用

(1) 練習道場

<単位：円 ※消費税を含む>

区 分		昼 間		全 日	午後5時以後の 延長料 1時間につき
		午前8時～ 正午	正午～ 午後5時	午前8時～ 午後5時	
A電気使用 100%場合 (1000 lux)	① 全館利用	10,200	12,750	22,950	2,550
	② 柔道場・剣道場 (2分の1使用)	5,100	6,370	11,470	1,270
	③ 柔道場・剣道場 (4分の1使用)	2,550	3,180	5,730	630
B電気使用 50%場合 (500 lux)	① 全館利用	8,840	11,050	19,890	2,210
	② 柔道場・剣道場 (2分の1使用)	4,420	5,520	9,940	1,100
	③ 柔道場・剣道場 (4分の1使用)	2,210	2,750	4,960	540
C電気使用 25%場合 (250 lux)	① 全館利用	7,480	9,350	16,830	1,870
	② 柔道場・剣道場 (2分の1使用)	3,740	4,670	8,410	930
	③ 柔道場・剣道場 (4分の1使用)	1,870	2,330	4,200	460

(2) 冷暖房設備

<単位：円 ※消費税を含む>

区 分	単 位	料 金
冷 房 設 備	1時間につき	4,260
暖 房 設 備	1時間につき	4,320

三 練習道場（個人利用）

(1) 練習道場

<単位：円 ※消費税を含む>

区 分	単 位	料 金
中学生以下の生徒	1時間	50
その他の利用者	1時間	60

四 器具及び設備

○ その他の器具及び設備

<単位：円 ※消費税を含む>

区 分	単 位	料 金
放送設備	1日 (有線マイク1本つき)	1,670
ワイヤレスマイク	1日1本	810
演 台	1台 (1日につき)	850
長 机	1台 (1日につき)	80
椅 子	1脚 (1日につき)	60
プロジェクター	一式 (一日につき)	3,900
コインシャワー	1回 (5分間につき)	100